

大阪 IR カジノ「実施協定」締結を撤回し、慎重審議を求める陳情書

昨日、件名の大阪市議会議長宛て陳情書を懸命に書いた。恒例の私の「仕事」であるが、数日前からの夢洲 IR カジノに関する動きを見据えたものだ。もう一つ大阪・関西万博についても、明日には陳情書を書いて議会局に持参しよう。

[陳情趣旨]

大阪府・市は 5 日、大阪 IR カジノ「関連協定案」等を公表した。5 日の副首都推進本部会議を傍聴したが、説明資料「IR 事業の工程」によると、大阪市にとっても重要な内容が記してある。

大阪府などが実施協定案を国に申請。国の認可を経て、実施協定と事業用定期借地権設定契約等を締結する。万博開催予定の 2025 年春頃、IR 建設工事の発注及び着手し、30 年秋頃に IR 施設開業となっている。

大阪・関西万博の準備は遅れに遅れており、開催延期や中止を求める声が聞こえる。とりわけ海外パビリオンなどの建設工事は、建設業界から開幕まで間に合わないという指摘が相次いでいる。そんな中で、万博会場と隣り合わせの IR 予定地で万博開催時に工事が予定される。夢洲へのアクセスを考えると、どう考えても万博と IR の両立は困難ではないか。夢洲の土地所有者である大阪市の責任が問われかねない。また万博を最優先課題とする国が、IR 工事の工期を認めるのか疑問である。

実施協定案第 99 条 2 で、SPC の事業前提条件に基づく解除期限は、2026 年 9 月末までと書かれている。事業者が IR カジノ事業から違約金なしで撤退できる「解除権」は、事業者側の意向で今後 3 年間延長されることになった。

事業前提条件は資金調達や開発(地盤沈下等)といった 7 項目、いずれかの条件が成就していないと事業者が判断する場合には、IR 事業から撤退できる。事業者の最終的な事業実施判断は、IR 建設工事の発注及び着手後になるのだろうか。

実施協定案などを精査すると、IR カジノ事業者に有利な規定が目につき、とりわけ夢洲の土地所有者である大阪市の負担ばかり膨らむことが見えてくる。まさに地元負担膨張の構図だ。実施協定案には、開業後の IR 施設増築に伴う土地対策費の大阪市負担が新たに盛り込まれた。大阪市は最大約 257 億円を想定しているという。これは議会で決定した土地対策費 788 億円に追加される公費負担である。実施協定案は 3 年先まで撤退可能で、IR 事業者優遇の協定であり、慎重審議のうえ撤回を求めたい。

[陳情項目]

1. 開業時期も不確かで、大阪市にさらなる負担を強いる実施協定案の撤回を求める。
2. 市議会の責任として、実施協定案などを慎重審議することを求める。

(2023 年 9 月 10 日)